

(平成21年1月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から61年3月まで

昭和58年1月に役所を退職し、母子手帳の手続をした際、国民年金の加入手続も一緒にした。A市役所から送付された納付書で銀行へ毎月納付したことをはっきり覚えているので、申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、二人目の子供を妊娠したため昭和58年1月に役所を退職し、A市役所の住民課で母子手帳の手続をした際、任意加入であったが国民年金への加入を勧められ、国民年金課で加入手続をしたことなど、申立期間当時の加入状況を具体的に記憶しているとともに、二人目の子供の生年月日からみて加入したとする時期も符合することから、申立人の主張は信憑性がある。

また、加入手続後にまず昭和58年2月と3月分の納付書2枚が送られ、4月には1冊になった1年（昭和58年度）分の納付書が送られてきたこと、毎月20日ごろにB銀行C支店へ行き、A市役所から送付されてきた納付書で保険料を納付し、出納印を押してもらっていたことなど、申立人は保険料の納付状況を明確に記憶している。

さらに、申立人は、申立期間の直前まで共済組合の組合員であり、年金手帳自体が交付されていなかったため、申立期間中、国民年金手帳を受け取っていないことに違和感無く納付していたとする主張に不自然さはみられない。

加えて、申立人は、申立期間以降、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っており、1か月の未納を除き納付済み又は免除期間となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から同年11月まで

申立期間のうち昭和42年4月から同年6月11日まではA刑務所に服役し、入所中に免除申請を行っていた。また、42年6月12日に出所しB市へ帰ったが、その際、申請免除の解除の手続きはしていないのに申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が刑務所に服役していた昭和36年7月から42年3月までの期間については、全額免除承認期間となっており、申立人が20歳になった36年7月以降、毎年免除申請をしていたとする主張と一致している上に、当該期間については、平成19年に社会保険庁の記録が全額免除承認期間として訂正されていることから、事務処理に不手際があったことがうかがえる。

また、A社会保険事務所では、当時、申請免除を希望する受刑者には、刑務所が書類を作成し、一括して市町村に提出していたとしているところ、申立人は、申請免除の書類作成に当たり、刑務官の指示により拇印^ぼを書類に押していたと記憶しており、社会保険庁の記録では申立人の住所地はA刑務所となっていることから、申立人の主張には信憑^{びよう}性がある。

さらに、申立人は、申立期間直前の昭和41年度もA刑務所で免除申請している上に、申立期間当時、4月から1年分を免除申請する場合は5月までに手続を行うのが一般的であり、申立人の出所時期（昭和42年6月12日）からみて、42年度についても免除申請の書類を提出したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年2月28日から同年3月1日まで
② 昭和49年8月1日から同年8月31日まで

申立期間①については、昭和46年3月1日に子会社のA社から親会社のB社勤務となったが、継続して勤務していたのに厚生年金保険の加入期間に空白が生じているのは納得できない。申立期間②については、B社には昭和49年8月末日まで勤務していた記憶があり、厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和46年2月28日にA社から関連会社B社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和46年1月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和56年に全喪しており、当時の事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を46年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①

に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、事業主が申立人の給与から保険料を控除していたことを確認できる資料は無い。

また、雇用保険の加入記録をみると、厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、申立期間②について申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、かつ、事業主は、書類を保存していないことから、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 258

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月21日から同年8月21日まで
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、C支店からB支店に転勤した時期に加入期間に空白が生じており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会の中脱記録照会（回答）及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社C支店における申立人に係る厚生年金基金の資格取得日については、事業主が保管している厚生年金基金資格取得届では、申立人の資格取得日は昭和43年7月21日と記載されており、年金裁定時に申立人が厚生年金基金から送付を受けたとする加入員適用記録照会においても43年7月21日となっている。

さらに、当時の当該事業所に係る厚生年金基金の職員は、「社会保険関係の届書は5部複写であった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和43年7月21日に申立人が厚生年金保険の資格取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金加入員資格取得届等の記録から、6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年ごろから 38 年ごろまでのうちの
約 1 年間

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、2度勤務したA社の1回目の勤務期間（昭和35年ごろから38年ごろまでのうちの約1年間）について、加入記録は見当たらないとの回答を受けた。1回目と2回目の仕事内容や勤務時間は同じなので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細などの資料は無く、申立人は、A社における1回目の勤務期間や保険料を控除されていたことに関する記憶が曖昧である。

また、申立人の同僚に聴取したところ、申立人が勤務していたことは記憶しているが、2度の勤務について具体的な証言は得られなかった。

さらに、事業主は、書類を保存していないため、人事記録等申立てに関する資料が確認できない上に、当時の社長及びその妻は亡くなっており、証言を得ることもできない。

加えて、申立人は、2回目の勤務の昭和39年4月1日に新規に厚生年金保険被保険者番号が払い出されていることから、1回目の勤務において厚生年金保険に加入していたとは考え難く、かつ、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 15 日から 36 年 12 月 30 日まで
② 昭和 37 年 4 月 9 日から 38 年 8 月 12 日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。

脱退手当金制度があること自体知らなかったし、支給申請を行った記憶も全く無い。退職後約 3 年経過して支給を受けたとする記録があることがおかしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票（2 回目の勤務）に、脱退手当金の支給を意味する「A（社保名）41. 10. 24 脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 26 日から同年 10 月ごろまで
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、加入記録は見当たらないとの回答を受けた。

A社に昭和 32 年 4 月から半年程度勤務したはずなのに約 2 月で退職となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細などの資料は無く、申立人は申立期間について記憶が明確でない。

また、申立人は同僚を記憶していない上、A社は全喪しており、人事記録等申立てに関する資料を確認することもできない。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。